

必読

## 暮らしの法律ナビ

No.19

遺言と任意後見④

後見人選任の手続きをしていなかった事で相続トラブルになるケースをご紹介します。

①認知症の親の預金から同居の親族がキャッシュカードで現金を引き出す↓本人の意思確認ができない状況で、本人の生活費や介護費用に使用するために現金を引き出ししている方は多いと思います。本人のために使用する費用を本人の預金から引き出して何が悪いのかと考えるのが通常です。しかし、同居の親族であっても預金を引き出す権限はありません。別世帯の親族から本当は他の目的に使用していたのではないかと疑われてしまう場合があります。

②介護施設入所費用のため

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

グレスラ ☎079-561-2050

無料相談 tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>